

別表1 給付の対象となる活動内容

活動区分	活 動 内 容
(1) 単位PTA主催	<p>各単位PTAの会長が招集、または委嘱した活動をいいます。</p> <p>ア 総会・役員会・運営委員会・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運営に関する業務への参加</p> <p>イ 学習活動・スポーツレクリエーション活動・校外活動等の参加（授業参観・総合的学習・母親学級・バレーボール大会及びその練習・キャンプ活動・交通安全指導・プール監視など、いずれも予め計画され、会長の承認を得ていることが必要）</p> <p>ウ 単位PTAを代表して参加する各種会合（他団体・機関主催の場合）</p> <p>エ 単位PTA会長が、特に委嘱した活動への参加（他団体・機関との連絡、交渉活動など）</p> <p>オ 前記（ア～エ）に参加するために要する正規の往復も活動中とみなす。</p>
(2) 地区P連主催	<p>地区P連会長が招集、または委嘱した活動をいう。</p> <p>ア 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運営に関する業務への参加（事業計画打合わせ等を含む）</p> <p>イ 各種研修会・スポーツ大会等への参加</p> <p>ウ 地区P連を代表して参加する各種会合（体育協会主催のソフトボール大会等に、PTAで組織したチームが参加する場合など）</p> <p>エ その他、地区P連会長が特に委嘱した業務への参加（他団体・機関との連絡、交渉業務など）</p> <p>オ (1)のオ、参照</p>
(3) 県P連主催	<p>県P連の会則ならびに事業計画に基づいて行う活動をいう。</p> <p>ア 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運営に関連する業務への参加（事業計画打合わせ会等を含む）</p> <p>イ 各種研修会等への参加（日P・ブロック大会等も含む）</p> <p>ウ 県P連を代表して参加する各種会合（他団体・機関の主催であっても）</p> <p>エ その他県P連会長が、特に委嘱した業務への参加（他県視察、他団体との連絡、交渉業務など）</p> <p>オ (1)のオ、参照</p>

※次のような場合は、給付が受けられない。

- (1) 会員として登録がされず、会費も納入されていない場合
- (2) PTA関係行事とは認められない行事のもの
- (3) 自殺行為および酔っぱらい・けんか・薬物使用などによる場合
- (4) 地震・津波などの天災（PTA会員として救出作業従事中の災害等は除く）
- (5) その他、審査会で不相当と認めた場合